

戸籍 Q&A 集

戸籍の届出についてよくある質問と回答を掲載しますので、参考にしてください。

Q1 届書の受付時間を教えてください。

A 平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで、第 2 第 4 土曜日 8 時 30 分から 12 時まで 1 階 戸籍住民課で受付していますが、この時間帯以外でも地下 1 階にいる日直・夜間受付担当が対応しています。なお、日直・夜間受付で受付する場合は「預かり扱い」となり、翌開庁日に職員が届書の審査をすることになりますので、届書に不備がある場合、再度来庁していただくこともあります。ご注意ください。

記載について、事前に職員の確認をご希望される場合は、戸籍住民課へお越しください。

Q2 出生届は生まれてから何日以内に届出をしなければいけないのですか。

A 生まれた日も数えて 14 日以内に届出してください。期限の日が土曜日・日曜日・祝祭日など市役所が閉庁の日はその翌日が期限となります。なお、海外で生まれた場合は 3 ヶ月以内に届出してください。

Q3 戸籍を現在の住んでいる場所に移したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか？

A 筆頭者および配偶者の場合は転籍届を届出してください。それぞれが署名することになります。なお、配偶者が除籍されている場合は筆頭者のみで、筆頭者が除籍されている場合は配偶者のみで届出することができます。

筆頭者および配偶者でない人が戸籍を異動したい場合は、成人していれば分籍届により本人が筆頭者となって戸籍を新しく編製できます。

なお、戸籍がコンピュータ化されていない場合で、他の市区町村に転籍または分籍をする場合、戸籍謄本の添付が必要です。

※一度分籍すると元の戸籍には戻れませんのでご注意ください。

Q4 離婚する際に婚姻前の氏には戻りたくないのですが、そのようなことは可能なのでしょうか？

A 可能です。離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法 77 条の 2 の届）」を届出することにより、引き続き婚姻中の氏を称することができます。離婚届と同時になくても、離婚の日から 3 カ月以内であればいつでも届出できます。

Q5 離婚の際に子供の親権者を母にしたのですが、子供は前夫の戸籍に残ったままでした。なぜでしょうか？

A 親権者を母にしても、それだけでは子供の戸籍は異動できません。母の戸籍に移すためには、離婚後に家庭裁判所で「子の氏変更許可審判書の謄本」を取得した後に市役所に入籍届を届出する必要があります。また、養子縁組されている場合はご相談ください。

Q6 国際結婚をしたいのですが、どうすればよいですか。

外国籍の方は、婚姻届書に添付していただく書類が国籍によって異なります。市役所戸籍担当、または管轄法務局(横浜地方法務局 厚木支局 046(224)3163)までお問い合わせください。